

平成30年3月27日

第9回村上市農業委員会会議録

第9回村上市農業委員会定例会を平成30年3月27日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	2番	東海林	善雄
3番	齋藤	敏夫	4番	佐久間	英夫
5番	本間	進二	6番	木村	壽一
7番	高橋	大亮	8番	藤原	義正
9番	中山	一幸	11番	齋藤	裕助
12番	齋藤	茂芳	13番	本間	文春
14番	飯沼	洋二	15番	坂上	光芳
16番	齋藤	仁	17番	近藤	和明
18番	寺社	幸一	19番	中山	栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

10番 佐藤 裕介

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 平成30・31年度農作業等労働賃金標準額（案）の承認について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小川寛一

事務局次長 小川良和

事務局副参事 本間宏

事務局主査 園部和枝

1. 午後2時00分 事務局長（小川寛一君） それでは、改めましてご苦労さまです。定刻になりましたので、ただいまから第9回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員につきましては、全員が出席をいただいております。また、本日は合同会議ということで、農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をいただいております。推進委員の方につきましては10番、佐藤裕介推進委員さんから欠席の届け出があります。よって、推進委員さんにつきましては18名です。

それでは初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第9回村上市農業委員会総会議事録署名人に議席番号3番、増田委員、議席番号4番、加藤委員、ご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について説明させていただきます。資料1枚めくっていただきまして、1ページのほうごらんください。

番号1番、申請人、新潟市西区青山新町\_\_\_\_番地\_\_\_\_、氏名、\_\_\_\_、土地の表示、片町

\_\_\_\_番\_\_、地目、台帳畑、現況雑種地、面積\_\_\_\_平米、申請の事由、申請地は、昭和59年に父より相続した農地で、新潟市に住んでいることや幅が4メートル弱と狭く、耕作に不向きなため耕作放棄がなされ、現在では雑種地化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでの申請でございます。

続きまして、番号2番、申請人、東京都練馬区栄町\_\_\_\_番\_\_\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、堀片\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況宅地、面積\_\_\_\_平米、申請の事由、申請地は、平成27年におじより相続した農地で、平成7年ころより遊休農地化し、隣地との境界付近には樹木が植栽され、周囲の宅地と一体化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでの申請でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、2ページのほうごらんください。まず初めに、番号1番、\_\_\_\_の申請場所ですが、地図上のほう、左から右斜め下のほうにかけて県道新潟新発田村上線が通っております。番号1番の申請地は、その県道より南側、ちょうど地図中央付近に太く囲まれた細長い場所、ここが1番の申請場所でございます。

続きまして、番号2番の申請場所ですが、今ほど説明させていただきました番号1番の申請場所より南に300メートルほど下がったところ、地図上ですと1番の申請場所から真っすぐ下におりたところに太く囲まれた場所がありますが、こちらが番号2番の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問ある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告については以上で終わり、次に日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、3ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は、使用貸借が1件、贈与が3件、合計4件の案件でございます。

では最初に、使用貸借を説明させていただきます。番号1、貸し人、村上市岩沢\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借り人、村上市岩沢\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字中原野\_\_\_\_番\_\_、地目、畑、地積\_\_\_\_平米、こちらのほうは使用貸借による権利の設定であります。なお、こちらのほうの案件は本家から分家に使用貸借するものであります。

続きまして、贈与について説明いたします。番号2、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、春木山字押切\_\_\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米ほか3筆ありまして、合計4筆で、面積が\_\_\_\_平米です。贈与による所有権

の移転であり、この内容につきましては親から息子への25筆あるうちの4筆を贈与するものであります。

続きまして、番号3番、譲渡人、村上市岩沢\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字上段\_\_\_\_番\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米、贈与による所有権の移転であり、本家より分家への移転であります。

続きまして、番号4番、譲渡人、村上市勝木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、新潟市江南区うぐいす2丁目\_\_\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、北中字蕨平\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米ほか、字で大坪、沖田、上ノ山、合計筆数が10筆、面積の合計が\_\_\_\_平米、こちらのほうは贈与による所有権の移転で、親子での贈与に係るものであります。

続きまして、場所の説明をいたします。6ページをごらんください。番号2の案件です。図面中央に下鍛冶屋集落がございます。左上に国道7号線で、申請地は図面中央に保内小学校がありますが、そこから右手側、図面上は東側になりますけども、水路と道路沿いのほうのところに太く囲まれている三角形、台形、細長いもの、合計4筆が今回の申請の案件であります。

続きまして、番号3の案件です。図面中央右側のほうに中原集落がございます。申請地は、中原集落の南側、朝日支所のちょうど左手、図面で申し上げますと中央になりますけども、四角く太く囲まれているところが今回の申請地であります。

続きまして、番号4の案件です。図面左上から真ん中、下のほうにかけて国道7号線が走っており、それと並行するように勝木川が流れております。申請地は、この7号線沿いにある北中集落のちょうど集落の北側のほうに細かく筆数ありますけども、三角、四角に太く囲まれているところ、それと図面の右下のほうに、山の近くにあるところ、それと図面左上になりますけども、田んぼがありますけども、2筆ほど。それと、その一番左のほうに小さく四角く囲まれているのが今回の案件となっております。

以上、説明した4件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。番号3、この図面見ますと、これ恐らく30アールの区画の田んぼだと思うんですが、本家、分家間の贈与とかというお話でしたけども、朝日のほ場整備の筆の割り方というか、通常うちのほうでは、幾ら面積少なくとも幅が狭くて、奥まで1本線で割るんですけど、こういうふうに隅だけというようなやつは初めて今日見るもんで、朝日地区のほ場整備ではこういうところがいっぱいあるんでしょうか。

○事務局副参事（本間 宏君） ただいま増田さんの質問についてお答えさせていただきたいと思い

ます。

確かにほかのほ場を見ますと、基本的には端から端まで細長くなっているのが多いんですけども、この案件に関してだけ真四角に小さくつくられているものの筆で分かれておりました。

なお、この四角く除いたほかのところは、分家の方の所有地で耕作しているところでございますので、経緯はちょっとわかりませんが、この筆に分けられて相作という形でつくられてあったのかなというふうには思われます。

以上です。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいですか。

○3番（増田嘉美君） 通常は、そうすれば1本線の割りをするけど、たまたまこの筆についてはこうだったということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局副参事（本間 宏君） 私も5年いましたけども、余りこういうのは見たことはなかったのですが、こうなったので。

○3番（増田嘉美君） はい、わかりました。

○事務局副参事（本間 宏君） そういうことであります。

○議長（石山 章君） それでは、ほかに。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局次長（小川良和君） それでは、9ページをごらんください。議案第2号 事業計画変更承認申請について説明させていただきます。

番号1番、当初計画者、村上市佐々木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大津字石橋\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳、現況とも田、面積\_\_\_\_平米ほか5筆、合計6筆で\_\_\_\_平米、今回の変更の内容ですが、申請地は、砂利採取の目的で平成28年11月22日付、村振農第3063号により農地法第5条の許可を受けていました。このたび、例年より多い降雪で雪解けがおくれ、埋め戻し作業を中断する期間が長期に及び、期間内に完了することができなくなったため、計画期間を延長するものです。なお、当初計画の期間ですが、平成28年11月22日から平成30年5月15日だったものを平成30年の7月15日までの2カ月間延長するものでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、10ページ

ごらんください。地図中央上部のほうに荒川地区の鳥屋集落がございます。その南側に、地図ですと左上から右斜め下にかけて、対角線に広域農道下越中部線が走っておりますが、その隣接した農地で、地図中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの案件について現地調査をしていただいておりますので、現地調査の報告をお願いします。

4番、佐久間委員。

○推進委員4番（佐久間英夫君） それでは、報告します。

荒川地区農地転用等現地確認の報告について（計変）。荒川地区では、3月16日金曜日に事業計画変更承認案件についての現地確認を行いましたので、ご報告します。

当日は、午前9時に荒川支所産業建設課において農業委員1名と最適化推進委員3名、事務局からは小川次長と荒川支所、平田主任が出席し、初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、現地へ移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さん立ち会いのもと、作業の進捗状況等の確認を行いました。

このたびの申請は、平成28年11月22日に許可を受け、平成30年5月15日までの期間で砂利採取を行っていたが、1月下旬からの降雪で想定以上に作業を中断せざるを得ず、期間内での作業完了が難しくなったことから、期間を2カ月延長するものです。現地は、既に作業が再開されており、全体の半分程度の埋め戻しが完了した状態で、担当者の説明では整地作業が終了するのが6月中旬のころの予定とのことでした。今回の申請は、期間を延長するもので、今冬の降雪の状況及び地権者、耕作者双方より同意を得ていることから、荒川地区としてはやむを得ないとの意見となりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請について承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（小川良和君） それでは、11ページをごらんください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

番号1番、譲渡人、村上市福田\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市北新保\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、北新保字五日山\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積\_\_\_\_平米ほか1筆、合計2筆で\_\_\_\_平米。番号2番につきましても同一案件でございますので、あわせて説明させていただきます。

番号2番、譲渡人、村上市南田中\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人につきましても番号1番と同じく、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、北新保字五日山\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積\_\_\_\_平米。この番号1番、2番の転用目的ですが、コンクリート二次製品置場ということでの転用でございます。契約等につきましては、売買による所有権移転でございまして、番号1番につきましても対価\_\_\_\_円、2番の対価につきましてもは\_\_\_\_円で、それぞれ10アール当たり換算いたしますと\_\_\_\_円でございます。農地区分につきましては第1種農地となります。備考といたしまして、申請者は、コンクリート製品の製造販売業を営んでおります。このたび発注元の工事の遅延により納品がおこなわれていることで在庫量がふえ、製品置場が不足している状況であることから、工場の隣地である申請地を製品置場として使用するため転用するものです。なお、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、既存施設の拡張で拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないものであるということで、今回番号1番、2番の合計面積、拡張面積が\_\_\_\_平米でありまして、既存の施設が\_\_\_\_平米でございます。今回、転用したものと合わせると全体で\_\_\_\_平米となる予定でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、12ページごらんください。地図左側、縦に国道345号線が通っております。その東側に神林地区のみのもり保育園がございまして。今回の申請場所は、そののみり保育園よりもさらに東側に行った太く囲まれた場所が申請地で、同じく太く囲まれて斜線部分が既存施設の箇所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明をいただいた番号1番、2番について、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いします。

10番、遠藤委員。

○10番（遠藤俊樹君） 10番、遠藤です。神林地区では、3月14日水曜日に農地転用案件についての現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時半より神林支所男子休憩室において農業委員2名、推進委員4名、事務局からは小川次長と神林支所の河面主査が出席し、初めに事務局より申請内容についての資料に基づいて説明を受けました。その後、現地に移動し、\_\_\_\_さんの\_\_\_\_さん及び\_\_\_\_さん、\_\_\_\_の\_\_\_\_さんの立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。

申請地は、北新保地内の国道345号線と堀川の間にある畑団地内の申請者である\_\_\_\_さんの敷地に隣接する農地であります。今回の転用目的は、製造したコンクリート二次製品の出荷までの

間の仮置場にするもので、現在は製品置場としている場所には多くの製品が置かれ、余裕がほとんどない状態でありました。なお、申請地には建造物等設置するものではなく、申請地の一部を道路の高さまで埋め立てを行うものの、土砂の流出を防止すめためのり面保護を行うとともに、緩衝帯を設けるとのことでした。また、敷地はアスファルト合材敷とするとのことでした。このことから農地への影響は少ないものと考えられます。また、隣地の同意も得られていることから、神林地区としては許可相当との意見となりましたので、ご報告いたします。なお、皆様のご審議お願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可相当に決定したいと思います、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、13ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が3件、賃貸借の設定が163件、売買による所有権移転が1件、合計167件の案件となります。

それでは、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市笹平\_\_番地、\_\_、借り人、村上市鋳物師\_\_番地、\_\_、土地の表示、笹平字長峰沢\_\_、地目、田、地積\_\_平米ほか9筆、計10筆、\_\_平米、種別が使用貸借による権利の設定です。期間が10年間、再設定となりまして、改良区費は借り人負担となります。番号3番までが使用貸借の案件です。

次に、賃貸借の設定です。番号4番、貸し人、村上市瀬波上町\_\_番\_\_号、\_\_相続人代表者、\_\_ほか2名、借り人、村上市八日市\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、\_\_、土地の表示、瀬波字鍛冶島\_\_、地目、田、地積\_\_平米ほか1筆、計2筆、\_\_平米、利用権等の種別が賃借権の設定です。期間が5年間、借賃が10アール当たり\_\_円、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。

ページ進みまして、54ページ、165番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号166番、譲渡人、村上市長政\_\_番地、\_\_、



譲受人、村上市佐々木\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、春木山字山田\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米ほか4筆、計5筆、\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アールあたりは\_\_\_\_円となります。

次に、番号167番の案件ですが、賃貸借の案件になりますが、番号166番の売買の後に貸借としたため、一体でのご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。56ページをごらんください。番号166番の案件です。図面上、上部横に国道113号線が走っています。左側上部には春木山集落があり、国道春木山交差点から大沢川沿いを奥に進んだところに太く囲ってあります5筆が今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に番号111番、112番、113番について審議をいたします。

議席番号19番、船山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号111番、112番、113番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号111番、112番、113番につき承認することに決定いたしました。

（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、番号111番、112番、113番、承認することに決定いたしました。

次に、番号141番、142番につき審議をいたします。

議席番号9番、中山委員、議事に参与できませんので、退席してください。

（9番 中山和衛君退席）

○議長（石山 章君） 141番、142番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、141番、142番、承認することに決定いたしました。

（9番 中山和衛君着席）

○議長（石山 章君） 中山委員、番号141番、142番、承認することに決定いたしました。

次に、番号151番、152番につき審議をいたします。

議席番号4番、加藤委員、議席番号11番、斎藤委員、両委員、議事に参与できませんので、退席してください。

(4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号151番、152番、承認することに決定いたしました。

(4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君着席)

○議長(石山 章君) 加藤委員、斎藤委員、番号151番、152番、承認することに決定いたしました。

続いて、番号155番につき審議をいたします。

議席番号4番、加藤委員、再度議事に参与できませんので、退席してください。

(4番 加藤孝平君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号155番、承認することに決定いたしました。

(4番 加藤孝平君着席)

○議長(石山 章君) 加藤委員、番号155番、承認することに決定いたしました。

ただいま承認いただいた案件を除き、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号 平成30・31年度農作業等労働賃金標準額(案)の承認について議題といたします。

事務局より説明してください。

○事務局副参事(本間 宏君) それでは、57ページをごらんください。議案第5号 平成30・31年度農作業等労働賃金標準額(案)について説明させていただきます。

内容につきましては、裏のページ、58ページをごらんください。こちらのほうにつきましては、2年に1度の改定をすることとなっております、この平成29年度に審議をして30年度、31年度のものを

策定するものであります。内容については、大きく変わったところを説明させていただきます。

まず、表記といたしましては、従来であれば30年度という形で出されていたものを31年度もつけ加えたということがまず大きな1点。

それと、二重丸で書いた上段に、本表は参考額でありというところ書いてございますけども、こちらのほうをわかりやすくということで、従来下段のほうに書いてあったものを上段のほうに持ってきてございます。

あと、表の中身でございますけども、農作業賃金については新潟県の最低賃金778円というところを新しくつけ加えさせていただきます。

また、育苗の欄でございますけども、こちらのほうは両JAの金額を参考とし、660円という形で改定してございます。

また、もう一つ、新たにつけ加えさせていただいたものが動力噴霧機作業の欄でございます。今までなかったものなんですけども、最近こういうものを使われることが非常に多くなってきたので、新たに追加させていただいて、10アール当たり1,000円、水剤等という形でこの項目について新たにつけ加えさせていただいたものが今回の内容でございます。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、農作業賃金について佐藤農政振興部会長より報告をお願いします。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤ですが、それでは、ただいま事務局のほうから説明あったことにつきまして先般、農政振興部会を開催して協議をしておりますので、その内容を説明させていただきます。

3月15日午後3時から村上市本庁の会議室で、部会員20人のうち農業委員が10人、最適化推進委員が4人、事務局から小川局長、本間副参事ということで出席いただきまして、検討してございます。

それで、農政振興部会の前に農作業等労働賃金標準額の検討会議ということで昨年の12月14日、あるいは今年の1月17日に農業委員、地区代表の方、それから委託農家、地区代表、受託農家、地区代表、それぞれ地区1人の5人ずつ出席していただいて検討会議を開催してございます。

調査結果についていろいろ報告し、ただいま事務局のほうから報告がありました30年度、31年度の農作業等労働賃金の案として部会で協議してございます。

それで、農政振興部会の意見としては、今ほど説明ありましたように表記の方法といいますか、記載の方法について一部訂正はありましたけれども、標準額等については検討会議の提案のとおりとしということで、これを農政振興部会の案として取りまとめまして、今日の農業委員会総会で承認を得てから、村上市農業委員会の公表する平成30年度、31年度農作業等労働賃金標準額として公表していきたいということでございます。

今、詳細は事務局から説明したとおりでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 平成30・31年度農作業等労働賃金標準額（案）については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明してください。

○事務局長（小川寛一君） それでは、机に配付いたしました議案第6号 職員の任免についてという資料をごらんいただきたいと思います。

議案第6号 職員の任免について。下記職員を任免することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき農業委員会の同意を求めるものであります。

初めに、免ずる職員。局長、小川寛一。平成30年3月31日付になります。次に、これ新たな職名になっております。課長補佐、本間宏。平成30年4月1日付。

2といたしまして、命ずる職員。局長、鈴木美宝。平成30年4月1日付でございます。同じく副参事、佐藤俊一。平成30年4月1日付。

次に、3、兼務を解く職員であります。初めに、課長補佐、森山治人。平成30年4月1日付。同じく課長補佐、加藤権治郎。同じく30年4月1日付であります。副参事、佐藤俊一。平成30年4月1日付ということで、これまでは兼務職員としまして辞令交付されておりましたけども、このたび4月1日より、本農業委員会の専任職員として従事するものであります。次に、主査、河面文仁。30年3月31日付であります。

4、兼務を命ずる職員。新たに兼務職員として命ずる職員であります。課長補佐、高橋雄大。平成30年4月1日付であります。同じく係長、村山真一。平成30年4月1日付。係長、鈴木将利。平成30年4月1日付であります。主査、増子宗徳。平成30年4月1日付であります。

それで、ただいまの人事異動につきまして平成30年度の体制はどうなるかということですが、同じく机上に配付されています参考1という資料をごらんいただきたいと思います。本所、各支所につきましてこのような格好で従事をさせていただくということでありまして、職名あるいは氏名のところに網かけ、ちょっと薄暗くなっていますが、網かけされている部分が今回変更、異動になった部分でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第6号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 3の兼務を解く職員に河面さん、これは退職か何かですか、3月31日という  
ことで。ちょっと確認したかったんですが。

○事務局長（小川寛一君） ただいまの質問、3の主査、河面文仁さんでありますけども、今回退職  
されて、国家公務員のほうへ就職されるという内容であります。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、議案第6号 職員の任免について、任免することに決定  
してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 職員の任免について、任免することに決定い  
たしました。

議案として、その他につき皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案につき終了いたします。

暫時、3時5分まで休憩に入ります。

休憩 午後2時55分～午後3時05分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時10分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年3月27日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員